

第3回彦根市入札監視委員会 議事概要

- 【日 時】 令和元年 12 月 24 日（火） 午後 2 時から午後 3 時 30 分まで
- 【場 所】 市役所本庁舎別館 2 階 2A 会議室
- 【出席者】 委 員：荒川委員長・西川委員長代理・石井委員・高田委員・藤委員
事務局：契約監理室（長野室長・奥村次長・荒北主幹・西林副主幹）
工事担当課：道路河川課（田中課長補佐、安藤係長、永福主任）
上水道工務課（藤田課長補佐、安居副主幹、早川主査）
清掃センター（手原係長、勝見主査）
文化財課（鈴木主幹、多賀主査）
- 【傍聴者】 なし

1 開会（荒川委員長）

※ 事務局から資料の説明を行った。

2 議事

(1) 入札および契約手続の運用状況等について

- ア 入札方式別発注工事等総括表
- イ 入札方式別発注工事等一覧表
- ウ 入札参加停止措置等の運用状況の一覧表
- エ 彦根市入札参加停止措置に関する要綱(全部改正)
- オ 入札方式別不調案件一覧表

※ 事務局から、資料 3-1 資料 3-2 資料 3-3 参考資料 に基づき、アからオまでを一括して説明した。(質問等はなし。)

<質 疑>

委 員 今回の審議対象期間における予定価格の公表の取扱いはどのようになっているか？

事務局 予定価格は事後公表、最低制限価格は非公表となっている。最低制限価格は 10 月以降公告した入札(契約時期は 11 月)より事後公表としているため、次回の委員会の審議対象工事よりお示しできる。

委員 改正前の彦根市入札参加停止措置に関する要綱に対し、以前から停止措置が厳しいという意見はあったのか？

事務局 同じ業者の同じ事案に対する入札参加停止措置について、滋賀県と比較してかなり厳しいものとなっていたことから、庁内でも見直しをすべきという意見があった。また、近畿地方整備局についても、滋賀県と同じ基準となっていたので、これらと整合を図るため、見直した。

委員 要件が甘いという意見はなかったのか？

事務局 彦根市入札参加停止審査委員会においても、滋賀県と比較してかなり厳しいのではないかという意見が出てきたところであり、甘いという意見はなかった。

もともと滋賀県と同じ基準で措置していたが、滋賀県が国の基準に合わせ、見直しを行ったため、市の措置が厳しいという状況が生まれたという背景がある。

委員 不調案件一覧を見ていると、再入札・再々入札まで行った上で不調としている案件と、再入札まで進まずに不調としている案件があるが、違いは何か？

事務局 例えば予定価格を事前公表している案件について、公告等で再入札を行わないといった要件をあらかじめ設定しているため、再入札の回数等に違いがある。

(2) 抽出案件の審議について

※ 藤委員から審議案件の抽出理由等について説明を行った。

○ 契約金額が大きい案件・落札率が高い案件・応札者が少ない案件を抽出した。(藤委員)

※ その後、抽出事案説明書に基づき、個別案件5件の調査審議に入った。

① 「栗見橋修繕工事」について

事務局 (抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明)

<質 疑>

委員 応札者が1者しかなかったのはどのように分析したのか？

事務局 入札参加資格名簿の審査事項評点数で比較すると、応札した業者より高い数値の市内業者もあるため、極端に高い技術力を要する工事ではない。また、実績要件についても、コリンズのデータベースで確認したところ、50者程度該当があったこ

とから、参加可能な業者は一定確保されていたと考えている。

業界が盛況で忙しく、受注するタイミングが合わなかったのではないかと分析している。

委員 実績要件が厳しいことが、応札が1者であった結果につながったのではないかと？

事務局 本市では、あまり例のない発注であったことから、一定の実績要件を設けることは必要であったと考えている。

委員 今回落札した業者が当該橋梁を設置した業者と同じということはないか？

道路河川課 昭和30年代に設置した橋梁であり、別の業者が施工している。

事務局 全国的に橋梁長寿命化計画に沿った発注が重なったことから、参加業者が少なかったものと考えている。

委員長 他に質問もないようなので、市長への答申は、「意見なし」ということで良いか？

各委員 異議なし。

② 「大藪浄水場浄水施設電気設備更新工事」について

事務局 (抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明)

<質疑>

委員 応札者が1者しかなかったのはどのように分析したのか？

事務局 本市がここ数年発注している電気工事でもここまで大規模の工事はない。大きいものでも1億円程度となっているため、他と比較して分析することが難しい。市内で参加可能な業者も1者しかなかった。また、落札者の入札参加資格名簿の審査事項評点数もかなり高く、実質的に受注できる業者が限られてしまう規模の工事であったと考えている。

委員 分離発注する考えはなかったのか？

上水道工務課 一括発注と分離発注を比較すると、設計額ベースで5,000万円の開きがあったことから、経済的に有利な一括発注を選択した。

委員 その分析の元となった設計は外注したのか？

上水道工務課 実施設計を外注した。その内容を見て、内部で議論した結果、一括とした。

委員 本件工事において、更新の対象となっている装置に係るプログラムについて、当

初、どの業者に発注したのか？

上水道工務課 今回の工事の落札者と同じ業者である。

委員 実施設計の見積業者は何者か？

上水道工務課 今回の工事の落札者を含む3者である。

委員 その状況だと、実質応札できる業者は限られるのではないかと資料の86者というのをおかしいのではないかと？

事務局 実績要件を正確に追うことができないため、資料上は、実績要件を除く要件に基づき、お示ししている。ご指摘のとおり応札可能業者が示されているわけではない。ライフラインに係る施設であることから、確実に施工能力を有する業者へ発注するため、実績要件を求める必要があった。その結果、実際、実績要件を満たすとして応札したのが1者であったところである。

委員 現有施設能力が50,000 m³/日以上という基準は、何かの事例を参考にされたのか？

上水道工務課 本市の浄水場の規模と同等とした。

委員 この能力に見合う業者が何者存在するかの把握は事前に行っていなかったのか？

上水道工務課 調べられる範囲では、5者あることが確認された。

委員 共同企業体の代表構成員として実績がある場合、出資比率30%以上である旨を条件とされているが、根拠はあるのか？

事務局 国の運用基準に基づいて設定している。

委員 出資比率については、コリンズで確認できるのか？

事務局 確認できる。

委員長 他に質問もないようなので、市長への答申は、「意見なし」ということで良いか？

各委員 異議なし。

③ 「大藪浄水場浄水施設機械設備更新工事」について

事務局 (抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明)

<質 疑>

委員 実績要件が障壁となっているように感じるが、これを緩めることは考えないのか？

事務局 ライフラインに係る施設であり、特殊な施設であることから、確実に施工能力を有する業者へ発注するため、実績要件を求めるのはやむを得ないと考えている。

委員 こういった施設では、入札しても昔から参入している企業が受注しており、新規参入が難しい状況になっている。

委員 実施設計の見積業者は何者か？

上水道工務課 バルブやポンプなど部位によって異なるが、今回の工事の落札者を含む3者である。

委員 今回更新対象の設備について、当初、どの業者に発注したのか？

上水道工務課 今回の工事の落札者と同じ業者である。

委員 小規模の業者は実績を積む機会もない。

委員長 他に質問もないようなので、市長への答申は、「意見なし」ということで良いか？

各委員 異議なし。

④ 「衛生処理場定期整備工事」について

事務局 (抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明)

<質 疑>

委員 今回対象の設備について、当初、どの業者に発注したのか？

清掃センター 当初は昭和 36 年で、今回の工事の落札者と同じ業者である。昭和 52 年に更新した際は、別の業者が落札している。

委員 定期整備工事ということで、毎年実施しているものか。

清掃センター 対象の箇所は異なるが、毎年実施している。

委員 毎年同じ業者が落札しているのか。

清掃センター ほぼ毎年、当該業者の系列企業が落札している状況にある。

当初、機械器具設置工事という工種で入札参加資格者名簿に登録のある業者を対象に入札していたが、市が求める水準の技術力がなかった業者も中にはあった。そこで、最近では、清掃施設工事という工種で入札参加資格者名簿に登録のある業者を対象に入札を実施している。

事務局 この工種では、専門性が高く、市内業者の登録もなく、登録業者自体も少ない。

その中でも、入札参加資格名簿の審査事項評点数 900 点以上、他の工種でいうと A ランク相当の条件を設けている。これは、市民生活に大きく関連する施設であることから、確実に履行できる業者を選定するためである。

こういった厳しい条件の中でも、毎年、応札者が 1 者というわけではなく、平成 29 年度には 2 者の応札があり、登録業者には応札できる余地はあると考えている。

委員 再入札の結果、落札しているが、当初入札は予定価格に比べてどの程度乖離していたか。

事務局 40 万円程度オーバーしていた。

委員長 他に質問もないようなので、市長への答申は、「意見なし」ということで良いか？

各委員 異議なし。

⑤ 「R 元特別史跡彦根城跡表門法面詳細設計委託業務」について

委員 予定価格の積算はどのように行ったか？

事務局 国土交通省の資料の歩掛に基づいている。

委員 開札の結果、落札業者以外は予定価格を超過しており、談合の疑いがある。

委員 落札者以外の応札額も切りのいい数字であり、疑う余地がある。

委員 一定基準を超える落札率となっている案件について、予定価格と最低制限価格の間での応札者数を資料に示すなど、審査できるような工夫が必要である。

委員 文化庁との協議が必要な案件か？

文化財課 設計・工法は市が決めて、その後文化庁と協議する。

委員 業者選定の方法はどのようにしているか？

事務局 「河川・砂防及び海岸、海洋」に係る土木関係建設コンサルタント業務で登録のある業者のうち、測量一般および地質調査においても登録のある者について、まず、市内業者 1 者を選定し、県内業者について、上位のものから順に 9 者選定した。

委員 なぜ指名競争入札としたのか？

事務局 運用であるが、専門性の高い業務であり、実体として参加できる業者が少ないことから、コンサルタント業務はすべて指名競争入札としている。

委員 工事のように予定価格の推測がある程度できるものか？

事務局 推測は難しいのではないかと考えている。

委員 例えば落札率 95%以上の入札にあっては、どれだけの業者が予定価格を上回ったのか、資料として示していただけると、抽出の際の参考になる。

委員長 他に質問もないようなので、市長への答申は、「意見なし」ということで良いか？
ただし、要望として、委員から話があったように、一定基準を超える落札率となっている案件について、予定価格を超えている応札者数を資料の中に示すなど、審査できるような工夫を事務局に求めるということによいか。

各委員 異議なし。

3 その他

※ 事務局から、次の5点を説明した。

① 市庁舎耐震補強・増築・改修工事について

- ・ 11月28日に岐建株式会社滋賀支店が落札した。
- ・ 12月23日に市議会の議決を受け、契約。1年7か月中断していた工事が再開する。
- ・ 令和3年3月完成・竣工検査となる予定である。
- ・ 令和3年5月から順次、引っ越しを行い、9月末に完了予定である。

② (仮称)彦根市新市民体育センター建設工事について

- ・ 約13億円の補正予算により、前回より予定価格を増額して入札を実施する予定である。

③ 最低制限価格の事後公表、予定価格の事前公表について

- ・ 最低制限価格については、10月以降公告している入札より事後公表しているため、次回の当委員会より資料でお示しする予定である。
- ・ 予定価格の事前公表については、国の方針に逆行するものであることから、本委員会からの答申の基づき、慎重に検討を行いたい。

④ 次回の開催は、来年5月に予定している。

⑤ 次回の審議案件5件程度の抽出は、石井委員にお願いする。

4 閉会

※ 契約監理室長挨拶